

敷地内・敷地の周囲

禁煙！

病院は、健康増進法で、国民の健康の増進総合的な推進を実施する「健康増進事業実施者」として指定されています。

【ご注意】

- ・敷地内では、一切の喫煙はできません。
(乗車中でも、敷地内は禁煙です)
- ・県条例により、病院敷地の周囲でも禁煙です。
- ・「加熱式タバコ」「電子タバコ」であっても、一切の喫煙はできません。
- ・入院患者さまは、入院中全面禁煙となります。禁煙にご協力いただけない場合は、「強制退院」となることがありますのでご注意ください。

神戸赤十字病院長
兵庫県災害医療センター長